◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第461号（H30.7.13）◆◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝

1.重大事故等情報＝4件（7月6日～7月12日分）
(1)乗合バスの車両火災事故
(2)乗合バスの衝突事故
(3)高速乗合バスと路面電車との衝突事故
(4)トラックの酒気帯び事故
2.トピック
(1)自動車検査証の有効期間の伸長について～平成30年台風第7号及び前線等の被害を受けて～（新着情報）
(2)自動車検査証の有効期間の伸長について（第2報）～平成30年7月豪雨の被害を受けて～（新着情報）
(3)大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで～平成30年7月豪雨の被害を受けて～（新着情報）
(4)大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます～事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします～
(5)7月は「バス車内事故防止強化月間」です!【中部運輸局発】
(6)危ない！乗合バスの車内事故を防ごう!!～車内事故削減に向けた取組を7月の車内事故防止キャンペーン時に実施～【関東運輸局発】

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

1.重大事故等情報＝4件（7月6日～7月12日分）

(1)乗合バスの車両火災事故

7月10日（火）午後6時23分頃、滋賀県の駅前バス待機場において、同県に営業所を置く乗合バスが駐車待機中、当該バスの前扉付近から煙が発生したため、運転者が消火器で消火した。

事故当時に乗客は乗っておらず、この事故による負傷者はなかったが、当該バスのヘッドライト付近を焼損した。

(2)乗合バスの衝突事故

7月10日（火）午後8時30分頃、福岡県の市道において、同県に営業所を置く乗合

バスが乗客20名を乗せ運行中、赤信号のため停車していたところ、後方から進行してきた乗用車が当該バスに追突した。
この事故により、乗用車の運転者が死亡し、当該バスの運転者と乗客1名が軽傷を負った。

(3)高速乗合バスと路面電車との衝突事故
7月11日（水）午前7時41分頃、長崎県の国道において、京都府に営業所を置く高速乗合バスが乗客1名を乗せ運行中、当該バスの右側を併走していた路面電車と当該バスの後写鏡が接触した。
この事故による負傷者はなし。

(4)トラックの酒気帯び事故
7月10日（火）午前10時00分頃、広島県の国道において、岡山県に営業所を置くトラックが運行中、片側3車線の第2車線で信号待ちのため停止後に発進した際、当該トラックの右側車線を走行していたトラクタ・トレーラに接触した。
この事故による負傷者はなし。
事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気を帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。

上記4件の死傷者数計：死亡1名、重傷0名、軽傷2名（速報値）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
2. トピック
(1)自動車検査証の有効期間の伸長について～平成30年台風第7号及び前線等の被害を受けて～
（新着情報）

平成30年台風第7号及び前線等の被害に伴い、広島県及び岡山県の一部地域＊に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から7月22日までの車両について平成30年7月23日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。
＊広島県呉市、広島県安芸郡坂町、岡山県倉敷市

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000187.html

---

(2)自動車検査証の有効期間の伸長について（第2報）～平成30年7月豪雨の被害を受けて～
（新着情報）

平成30年7月豪雨の被害に伴い、愛媛県の一部地域＊に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から7月22日までの車両について平成30年7月23日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。
＊大洲市、西予市野村町

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000188.html

---

(3)大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで～平成30年7月豪雨の被害を受けて～
（新着情報）

国土交通省では、平成30年7月豪雨の被害を受けて、水に浸った自動車ユーザーの方へ、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災を防止するための注意喚起を行っています。
大雨等による浸水や冠水被害を受けて水に浸った車両は、外観上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、以下のように対処して下さい。

1. 自分でエンジンをかけない。
2. 使用したい場合には、お買い求めの販売店もしくは、最寄りの整備工場にご相談下さい。特に、ハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)は、高電圧のバッテリーを搭載していますので、むやみに触らないで下さい。
3. なお、使用するまでの間、発火するおそれがありますので、バッテリーのマイナス側のターミナルを外して下さい。（外したターミナルがバッテリーと接触しないような措置（テープなどで覆う）をして下さい。）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000189.html

---

(4)大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます～事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします～
（配信日：H30.6.29）

国土交通省では、昨年10月岡山県の中国自動車道で発生した大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同年10月27日、全ての大型トラックを対象に、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないか直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施するよう、関係業界団体へ指示するとともにその徹底を図って参りました。
今般、当該点検を恒久的な対策とするため、大型トラック・大型バスに備えるスペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるべく、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく「自動車点検基準」（昭和26年運輸省令第70号）を改正し、本年10月より施行します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000184.html

---

(5)7月は「バス車内事故防止強化月間」です!【中部運輸局発】
（配信日：H30.6.29）

バスは走行中、他の交通との衝突事故等を避けるため、やむを得ず急なブレーキ操作をしなければならない場合があり、これによりバスの利用者が転倒し負傷するなど車内事故が発生しています。
乗合バス事業者の方々から、転倒により利用者が手首を骨折したり尻もちをついて脊髄を損傷するなど重傷を負う重大事故が絶えず報告されているところです。
このような事故を未然に防止するため、中部運輸局では、日本バス協会が実施する車内事故防止キャンペーン期間に合わせて、7月を「バス車内事故防止強化月間」に定め、この強化月間以降、秋頃までの間において、地域のバス協会や乗合バス事業者と連携して、バスの利用者を集めて乗車中の注意点等を呼びかける『車内事故防止教室』を開催することとしています。
乗合バス運転者の方々におかれましては、バス停で乗車した乗客の着席を確認してからバスを発車させるなど安全運行の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、バスの利用者に対しては、チラシの配付や『車内事故防止教室』等を通じて、走行中のバス車内で立った状態でのスマホ等の操作は大変危険であることや、バスが停留所に停止してから席を立つことなど、バスを安全に利用することを徹底していただくよう周知して参ります。
バスの車内事故防止に、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/hoan/basusyanaijikobousikyoukagekkan.pdf

(6)危ない！乗合バスの車内事故を防ごう!!～車内事故削減に向けた取組を7月の車内事故防止キャンペーン時に実施～【関東運輸局発】
（配信日：H30.6.29）

公益社団法人日本バス協会が7月に全国で「車内事故防止キャンペーン」を実施します。
キャンペーンに合わせ、関東運輸局と関東地区バス保安対策協議会が合同で設置した乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ参加事業者が車内事故防止に向けた取組を重点的に実施し、当局はその取組を支援します。

○関東運輸局では、乗合バス事故の削減を目的として、関東地区バス保安対策協議会と合同で乗合バス事故防止検討ワーキンググループ（以下検討WG）を開催し、事故防止対策に取り組んでいます。
○これまで検討WGで取りまとめた基本動作の確実な実施等、徹底する対策を実施しています。
○公益社団法人 日本バス協会が実施する「車内事故防止キャンペーン」において、検討WG事業者が高齢者疑似体験キットを活用した運転者教育や安全教室の開催による利用者への啓発等、車内事故防止に向けた取組を重点的に実施し、車内事故の一層の削減を目指します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1806/0629/cs_p180629.pdf

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】
発行　国土交通省自動車局安全政策課
＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。
よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）
＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）
＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付
（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html ）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆